

上田市教育委員会 11月定例会会議録

1 日 時

平成23年11月16日(水)

午後2時31分から午後3時38分まで

2 場 所

上田市教育委員会(やぐら下庁舎) 2階会議室

3 出席者

委 員

委 員 長	西田 不折
委員長職務代理者	金子 泰子
委 員	城下 敦子
委 員	小市 正輝
教 育 長	小山 壽一

説 明 員

小市教育次長、廣川教育参事、小野塚教育総務課長、中村学校教育課長、浅野生涯学習課長、小山人権同和教育政策幹、土屋文化振興課長、堀内地域文化係長、荒井体育施設係長、下村丸子地域教育事務所長、藤沢真田地域教育事務所長、掛川武石地域教育事務所長、足立中央公民館長、林博物館長、綿内川西公民館長

・ あいさつ

< 協議事項 >

(1) 公の施設の指定管理者の指定について

資料 1 により中村学校教育課長説明、荒井体育施設係長説明

城下委員

募集方法は、年度により公募であったり非公募であったりするのか。

中村学校教育課長

公募か非公募かについては、市の指定管理者選定の考え方によるものであり、担当課が決めるわけではない。基本的には公募が原則だが、非公募が望ましい場合には指定管理者選考委員会に諮り決定する。学童保育所運営委員会のように以前から公募しているものが非公募に変わるとは考えにくい、3年から5年の指定期間を経た後に外部委員の意見を聞き変更になる可能性もある。

城下委員

「 2 」の上田地域学童保育所の募集方法は、前回は3年間だったが、今回は非公募の5年間になったのはなぜか。

中村学校教育課長

指定管理者制度は、上田市が合併する平成17年度、18年度の頃にできた。それまでは管理運営委託による管理をしていたが、民間の株式会社等を含めたいろいろな団体が参入できる制度になった。合併と並行して、公の施設の管理委託制度が指定管理者制度に切り替わる過渡的な時期であったので短い期間の選考をしたと思われる。合併後は、上田市の方針として、原則公募は3年間、非公募は5年間となった。

小市委員

指定管理者になると、施設の管理や施設を破損した場合の責任はどこにあるのか。

また、子どもたちが活動する中で、怪我をしたとか医者へいかなければならないということが生じたとき、どこがどのような形で責任を持つのか。

中村学校教育課長

施設の破損については、指定管理者との間で協定を締結する。これまでの例を見ると、小修繕的なものは指定管理料いわゆる委託料の中に含まれており、指定管理者に修繕等を行ってもらい、大規模な施設改修は市が予算を計上して行っている。市の施設なので、何かあった場合は当然市が責任を負う。指定管理者には報告義務があるので、報告を怠った

場合は指定管理者にも一部責任がいくこともある。

子どもたちの事故については、学校と同様に事件・事故が発生したときに事故速報カードを出してもらっている。市の施設の瑕疵によって起こった事故は、当然市に責任がある。指定管理者側の責任については、故意または過失の場合には指定管理者に一部責任を負わせる場合もある。保護者や子どもからすれば、最終的には市に責任があるといえる。

小市委員

3年間ないし5年間を委託するということであるが、チェックはどうするのか。現実に約束どおり実行されていることの確認はどうするのか。

中村学校教育課長

委託契約と同様であり、何度末には実績報告を受けてチェックする。また、指定管理者のモニタリング検査を行っており、自己評価を提出してもらってチェックする。二重チェックを行っている。

西田委員長

「5」の児童クラブで、真田児童館を含め21施設というのは、それを1事業者に委託するというのか。

中村学校教育課長

そうである。

西田委員長

ワーカーズコープは、どんな事業者か。

中村学校教育課長

NPO法人ワーカーズコープは、松本市の児童館や児童クラブを運営している。ここは、従業員が一口3～5万円の負担金を出資し、その資金で運営するというシステムを取っており、社員みずからが雇用主のような形で働いている組織である。実際の出資等の額は分からないが、個人個人の出資金と市からの指定管理料を加えた中で、様々な施設を運営していると聞いている。

西田委員長

指導員を派遣しているのではなく、施設ごとに採用しているのか。

中村学校教育課長

現在の運営は、指定管理者制度になる前に働いていた指導員をワーカーズコープが改め

て雇用し、同じ指導員が継続して管理してきた。今回も同様になると思われる。

金子委員

公募と非公募の場合3年間と5年間の期間の違いがあるが、指定管理期間が終わった段階で、次も同じように公募するか非公募にするかは、外部の指定管理者選考委員会が決めるのか。

中村学校教育課長

指定管理者は一度指定したら次も同じ業者にしていいということではなく、法律上必ず期間を区切って指定しなおすこととなっている。上田市の方針として公募は原則3年間、非公募は5年間という取り決めがあり、特に非公募については指定管理の期間5年が終わった後、再度非公募にしたい場合には、選考委員会の意見を聞いた上で決めることになっている。

金子委員

選考委員会のメンバー、人数、任期は、どのようなものか。

中村学校教育課長

選考委員会は、公認会計士、大学の先生、連合自治会長、市の副市長、財政部長、総務部長で組織され、選考を行う。任期は2年である。

金子委員

当事者、実際に施設を使っている人たちでないと選考がむずかしいと思うが、メンバーの中にそういった関係者は入っているのか。

中村学校教育課長

選考委員会は、児童館・児童クラブだけでなく、市の全ての施設について選考するので、なかなか全部の施設に関係する委員を入れるわけにはいかない。市が指定管理制度を適用する全ての施設において同じ選考委員会の中で諮っている。

金子委員

現在のメンバーだけで当事者が選考に入らないのは怖い気がするが、選考は資料で判断するのか。

中村学校教育課長

選考の手続としては、まずは、市の内部で審査する。児童クラブを例にすると、学校教育課の職員を中心に関係職員が各事業者の申請書類及びプレゼンテーションを受け適当

かどうか1次審査・2次審査をする。選考委員会では、学校教育課の審査結果の説明を受けて選考する。学校教育課には、児童クラブに関係する保護者や関係者など様々な方の意見が届くので、そのことも踏まえて審査している。

金子委員

そのような関係者の意見を取りこぼさないように願いたい。

城下委員

応募者の得点は示されないのか。応募件数が3件(A団体、B団体、C団体)であれば、各団体の得点はどのような状況か。

中村学校教育課長

指定管理者選考委員会では、当然会社の名前を出し、内部での採点を細かく付け、なぜこの応募者1社に絞ったのか理由を示しているが、例えば、情報公開などの場合には、特定の企業に対して不利益になるおそれがあるため公開していない。今回の児童館・児童センターに応募してきたのは、社会福祉協議会、(株)大新東、労協長野の3社である。選考されたのは社会福祉協議会だが、一番得点の低い応募者等を公表することは、情報公開条例上不適切である。

城下委員

具体的な社名は必要ないが、A社B社C社のレベルで得点などの資料がないと、私たちは判断することができない。

中村学校教育課長

指定管理者制度の担当である行革推進室に確認したいが、議会に諮る前段階での情報公開について、A社B社C社等の名前を伏せて件数を出すことは可能だと思われるので検討させていただきたい。

城下委員

最終的に決定した後は、ホームページにA社B社の形で得点が載っていた。この時期には得点などの選考状況は示せないのか。

中村学校教育課長

議会の議決を経てからだと思われる。

西田委員長

議会で決まってからではなくて、決まる前に教育委員会としても中身を比較検討したい

ということである。資料提示について検討して欲しい。

金子委員

アクアプラザ上田について、「利用者の視点に立ったサービス向上」の項目に「夏期の営業開始時間を早める等の提案」とあるが、具体的に教えてほしい。

荒井体育施設係長

アクアプラザの営業時間は午前10時からであるが、夏休み期間中に子どもたちが早い時間から泳ぎたいということで、具体的には開館時間を9時もしくは9時半からに早めて開館したいという提案である。

金子委員

サービスの向上についてはこれだけか。

荒井体育施設係長

応募者は現在の指定管理者であり、現状とほとんど変わらない内容であったが、目新しいものとしては営業時間を早めるというものであった。利用者へのサービスに関しては、レストラン営業もあり、常に利用者の方の声を聞きながらサービス向上に努めるといった内容である。また、自主事業として水泳教室も開催している。数十種類の教室があり、生まれたばかりの子どもを対象にした教室など、年代を細かく区切った教室の企画がある。

全委員 了承

(2) 要保護及び準要保護児童等援助費支給要綱及び特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

資料2により中村学校教育課長説明

西田委員長

これまでの利用状況はどうか。

中村学校教育課長

いずれも年々増えており、平成22年度の就学援助、要保護・準要保護では、対象の小学生が726名、中学生が418名であり、予算としては9、400万円である。特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に在籍する家庭の子どもを対象として小学生が140名、中学生が60名であり、予算額で約800万円である。

小市委員

支援が拡大されてきているのは大変ありがたい。月の途中であっても、その月から支援の対象になるか。

中村学校教育課長

月の途中に転校してきた子、保護者がリストラ等で会社を辞めた子も、その都度認定しており、月の途中でも対象となる。

全委員 了承

< 報告事項 >

(1) 美術品の寄附受納について

資料 3 により土屋文化振興課長説明

小山教育長

8 番の読み方は何か。

土屋文化振興課長

“ ははちょう ” と読む。ハッカチョウという中国原産の鳥がいる。水墨画によく描かれる。

金子委員

市に寄附したい美術品がある場合は、文化振興課へ相談すればいいのか。受け入れる基準はあるか。

土屋文化振興課長

物故者であり、美術年鑑等で評価を受けているものが対象となる。一定の評価を受けているものは審査会に諮って受け入れを決めている。

西田委員長

評価額はともかく、市の財産としてどう計上するのか。

土屋文化振興課長

特段金額は表示しない。

全委員 了承

(2) 第 2 2 回ともしびの里駅伝大会の実施報告について

資料 4 により掛川武石地域教育事務所長説明

西田委員長

怪我人や病人は出なかったか。

掛川武石地域教育事務所長

小学生 1 人が転び、右手首を骨折した。応急処置をして母親と一緒に当番医へ行った。
保険での対応を進めている。

全委員 了承

(3) 行事共催等申請状況について

資料 5 - 1 により中村学校教育課長説明

質疑応答なし

全委員 了承

資料 5 - 2 により浅野生涯学習課長説明

金子委員

「社会法人 実践論理宏正会の壮年の集い」は何度も行われているのか。

浅野生涯学習課長

ほぼ毎年開かれている。

金子委員

新興宗教とは関係ないか。

浅野生涯学習課長

文部科学省における社会教育関係団体として登録されている。

全委員 了承

資料 5 - 3 により土屋文化振興課長説明

質疑応答なし

全委員 了承

資料 5 - 4 により荒井体育施設係長説明

質疑応答なし

全委員 了承

<その他>

資料「YAっHO - !」により浅野生涯学習課長説明

質疑応答なし

全委員 了承

資料「ふれあい・人権の集い」により小山人権同和政策幹説明

質疑応答なし

全委員 了承

資料「公民館だより」により足立公民館長説明

質疑応答なし

全委員 了承

西田委員長

坂城を含めた上小地区には、日本経済新聞と朝日新聞の和歌の欄によく投稿して入選されている方が2人いる。沓掛さんと関さんといい、全国レベルの作品の中によく名前が出てくる。沓掛さんは、先週の日本経済の最初に人生の哀感が滲み出るような歌を投函されていた。関さんの歌も似ている。上小地区から2人の常連で出ているのは嬉しいことである。

城下委員

駅前に横断幕が下がっており「大人が変われば子どもも変わる」とあった。良いことが

掲げられていると思ったが、そこには、上田市・上田市教育委員会とあり、「11月は子ども・若者育成支援強化月間です」ともあった。また、上野が丘公民館にも違うメッセージの横断幕があった。一連の企画自体を承知していないので説明をお願いしたい。

浅野生涯学習課長

強化月間のスローガンは、県から下りてきて決まっている。その間に強化事業をやろうという行政の取り組みであり、啓発事業の一環として横断幕もつくっている。

西田委員長

閉会